

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 11 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 20 年 4 月 17 日（木曜日）		開会 10 時 00 分		閉会 12 時 16 分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		山木、清水、山腰、田村、水口				事務局	中嶋事務局長
		委員外議員～窪之内					田湯次長
欠席委員		中田					山本主査
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。						
	(1) 滝川市耐震改修促進計画策定の報告について						
	(2) 平成 19 年度公共建築物の耐震診断結果について						
	(3) 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の専決処分について						
	(4) 滝川市中心市街地活性化基本計画の認定について						
	(5) 滝の川地域の商店出店の可能性について						
	(6) 滝川高等技術専門学院の統廃合について						
	(7) 滝川市農業農村振興ビジョン（案）について						
	2. その他について						
	なし						
	3. 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することとした。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 ない。 経済建設常任委員長 山 木 昇 印							

平成20年4月16日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成20年4月7日付け滝議第5号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願い致します。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願い致します。

記

滝川市長の委任を受けた者

経済部長	多 田 幸 秀
経済部商工労働課長	若 山 重 樹
経済部商工労働課元気タウン推進室長	千 田 史 朗
経済部商工労働課元気タウン推進室次長	長 瀬 文 敬
経済部商工労働課産業観光推進室長	志 賀 久 幸
経済部商工労働課産業観光推進室副主幹	日 口 裕 二
経済部農政課副参与	野 澤 秀 徳
経済部農政課長	新 井 敏 幸
経済部農政課副主幹	鎌 塚 忠 夫
経済部農政課主査	木 村 純
経済部農政課主査	阪 本 康 雅
経済部農政課営農振興室長	福 島 卓
建設部長	岡 部 豊
建設部土木課都市計画室副主幹	武 藤 一 男
建設部建築住宅課長	三 谷 文 彰
建設部建築住宅課副主幹	伊 藤 和 博
建設部建築住宅課副主幹	鎌 倉 幸 男
建設部建築住宅課主査	三 吉 修 司

(総務部総務課総務グループ)

第 11 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会

H20. 4. 17 (木) 10:00～

第 三 委 員 会 室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

○ 休憩～4月1日付人事異動に伴う職員紹介

1. 所管からの報告事項について

《建設部》

- | | | |
|---|------|-------|
| (1) 滝川市耐震改修促進計画策定の報告について | (資料) | 建築住宅課 |
| (2) 平成19年度公共建築物の耐震診断結果について | (資料) | 建築住宅課 |
| (3) 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の
専決処分について | (口頭) | 土 木 課 |

《経済部》

- | | | |
|----------------------------|------|-------|
| (4) 滝川市中心市街地活性化基本計画の認定について | (資料) | 商工労働課 |
| (5) 滝の川地域の商店出店の可能性について | (口頭) | 商工労働課 |
| (6) 滝川高等技術専門学院の統廃合について | (資料) | 商工労働課 |
| (7) 滝川市農業農村振興ビジョン (案) について | (資料) | 農 政 課 |

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第11回 経済建設常任委員会

H20. 4. 17(木) 10 : 00～

第 三 委 員 会 室

開 会 10 : 00

委員動静報告

委員 長 全員出席。委員外議員～窪之内議員。空知新聞社の傍聴を許可。
休憩する。

休 憩 10 : 02

(4月1日付け人事異動に伴う主査以上の職員紹介を行った。)

再 開 10 : 06

委員 長 会議を再開する。

1. 所管からの報告事項について

委員 長 (1)、(2)について報告を願う。

(1) 滝川市耐震改修促進計画策定の報告について

(2) 平成19年度公共建築物の耐震診断結果について

三谷課長 滝川市耐震改修促進計画については、昨年度発注して3月完成した。この計画は、国の方針または北海道の方針のもとで作成したものである。今後の滝川市の建物、民間も含めて今後どのように耐震化を進めていくかについて計画したものである。現在のところ、この作成は市町村においては努力義務となっているが、当市においては、他市に先がけて作成したところである。内容については三吉主査から説明する。

三吉主査 ((1)について別紙資料に基づき説明する。)

三谷課長 ((2)について別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

山 腰 ① 市民へのPRはどのようにするのか。

② 耐震診断結果が出たが、計画はどのように考えているのか。

三谷課長 ① PRの方法としては、パンフレットを窓口に2年間置く計画である。広報及びホームページに掲載を予定している。

② 耐震診断結果の改修方法として今回は6施設であるが、特にすぐしなくてはならないものはない。前基準をすべて満たしているわけではないが、いつ地震が起きても耐えられることになっている。全体的な計画は、これから耐震診断があるが、庁内で協議しながら決めていこうと思っている。

委員 長 他に質疑はあるか。

副委員長 ① 安全・安心な街づくり滝川市耐震改修促進計画のご案内の中の「滝川市揺れやすさマップ」の赤い部分が滝川市かと思うが、想定される地震がこのちょうど直下にある。沼田町、砂川市付近の断層帯ではなく、増毛山地東縁断層帯の横にあるが地震が起きれば直下型になるのか、そのあたりのことについて伺いたい。

② 報告書の22ページ、パンフレットでいうと「図2-3揺れやすさマップ」、「図2-4滝川市揺れやすさマップ(上図)、危険度マップ(下図)」は地震で土地が崩れると、そういう場所は滝川にどう影響を及ぼすのか。

③ 報告書の28ページで、「表3-1特定建築物の耐震化の現状」で、大きな建物と考えているが、特に災害時の拠点となる建築物が非常に低い状況にあるが、計画を立てること自体が義務でないということから、民間建築物「7」、下

- 欄のホテルを含めた 23、今回の法律ではどれくらいの民間の方が、耐震改修をしていくのか、見込みについて伺いたい。
- ④ パンフレットの裏面の 8 項目記載について、建設部としてはタッグ計画についてどのように位置づけしているのか。
- 三谷課長 ① 砂川、沼田の断層帯の関係について、これは今、再調査をかけてはつきり断層帯があると認定されていない状況である。本書のほうでは増毛と砂川と両方の影響を載せているが、パンフレットのほうでは確実性では増毛だけを載せている。
- ② 地盤の考え方では、今回の調査においては滝川市の地震の地盤係数は建築基準法で決まっている数値を使っている。この数値は滝川市も他市と同じである。
- ③ 特定建物の民間建物の改修耐震化の方向であるが、住宅に関しては、住宅マスタープランの中で、何らかの補助制度を考えていきたいと思っているが、それ以外のホテル、病院、店舗等については、市としてはそのような補助的なものは考えていない。あとは自助努力でやっていただくということで、それについては市より助言、指導を行っていききたいと考えている。
- ④ この計画と予算の関係は、現行予算の中でできる範囲で、特に予算を必要とする施策としての取り組みはない。
- 副委員長 ① 断層帯について、今の説明であれば、そういう説明を一言書いておくほうがよいと思うが、「まだ調査中である」または「認定されている」の区別をつけたほうがよいと思うがいかがか。
- ② 増毛山地東縁断層帯が震源となった場合は、滝川はどういう地震になるのかお聞きしたい。
- ③ 市内の病院は古くても大丈夫だと聞いているが、この数字からいうと必要と思うが、病院などは長期入院されていると死亡率が高いと思う。自助努力ということは、基本としてわかるが、考え方として死亡率が高いということを見ると、病院またはホテルには資産がたくさんあるということであれば、早急に耐震補強をしてもらうことが考えられるが、お金がなければどうにもならない。死亡率が高いところを、自助努力であれば絵に描いたもちみたいな努力をするとはいっても調査で終わる。いかに実効性があるものにしていくかということで、どのように国、道、市は考えているのかをお聞かせ願いたい。
- 三谷課長 ② 増毛山地東縁断層帯の地震であるが、直下型かどうかということは、今の段階でははつきり見つからないところであり、20 キロメートル以上離れている。マグニチュード 7.8 以上の地震が起きたらこのような被害が出ると想定されている。
- ③ 民間の病院関係の建物については、補助制度は数が多いため市においては 3 分の 1 が必要となることから財政面からもできないと考えているところである。こういう大きな建物としては、道のほうから診断及び結果が出されているのでそれに基づき指導なり助言が行くと思う。
- ① 沼田－砂川付近の断層帯については、パンフレットはでき上がっているが、あとでわかりやすく表示をしたいと思う。
- 副委員長 市が 3 分の 1 補助する制度があるということであるが、概要について国、道、市がいくら以上か、また、条件を伺う。
- 三谷課長 滝川市耐震改修促進計画の 32 ページに支援策を掲載しているが、中段の「耐震

改修又は建替え」の右欄に「建築物・マンション」の記載があるが、これには病院等も該当する。滝川市は補助制度を条例等で規定するが、もし設けると、国から工事費の7.6パーセント、市が7.6パーセント、残り84.8パーセントが個人負担となる。先ほども申したが民間の建物が多く、滝川市は財政面で無理なので、この制度は設けない。

副委員長

表があるのでわかりやすいと思ったが理解しづらい。先ほど3分の1と言ったが、この表で耐震改修の避難所等について民間事業者が該当する場所は滝川市にあるのか。その場合、国が3分の1、市が3分の1補助することになるのか。民間においては、避難所として市で指定しているところはない。すべて公共の建物である。28ページに掲載している法第6条第1号の建物で災害時の拠点となる建築物の欄で、民間建築物の7件とあるが、これは避難所ではなく避難道路に面している建物で、災害時避難道路として指定された災害が起きたときに建物が倒れて避難道路をふさぐという恐れのあるものが7件あるという意味である。

副委員長

この7件については、国が3分の1、市が3分の1という制度は、市が判断すればできるということで、法第6条第1号にはほかに百貨店、飲食店、ホテル、賃貸住宅というものもあるが、これも緊急輸送道路、沿道の場合は該当になるということかどうかを確認する。最後に、建設業ということでは仕事をするのと同時に地元でできる工事を促進するという意味と安全の推進という両面を達成するということで、財政面から補助制度は考えないということであるが、検討する必要があるのではないかと。意見として述べておく。

伊藤副主幹

補助事業について整理して説明する。事業の内容については、住宅建築耐震改修事業の補助制度になる。これは国において定められているもので、対象となる建築物については、不特定多数で大規模なものである。多くの人が集まる施設で、民間施設については対象になっている。これらを改修するときに改修費用の23パーセントについては、補助対象としようというものである。23パーセントのうち3分の1を国が負担し、3分の1を市が負担する制度の内容になっている。一般の特定建築物についてはそのような制度であるが、特に緊急輸送道路、沿道の建築物については、重要性が高いということで、23パーセントということではなく、建物の改修費用にかかる3分の1を補助する内容である。国が3分の1負担し、市が3分の1負担するという中身である。これらについては、市の中で補助制度を設けなければいけないということで、条例が必要でありまた予算措置も含めて検討していかなければならないという制度になっている。

副委員長

了解した。

委員長

他に質疑はあるか。

水口

一点だけ質疑をさせていただく。この計画を先がけてつくったことは、確かに評価をされることだと思うが、こういう想定される地震状況と被害の状況を市民が見てしまうとショッキングな結果が想定されると思う。そういう中で、特に公共建築物がことごとく耐震診断がNG、計画書の91ページを見ると全部結果がバツと示された中で、この公共建築物で一応27年度までに97パーセントまで維持していくと、本当にこういう規模のものが起きると倒壊する可能性があるということを考えると90パーセントという計画だそうだが、本当にそれでいいのかという市民の不安、その辺について山腰委員の質疑の中に緊急性を要

しないものがあると言われたが、バツとなるとこれは倒壊するのでないかと市民的な感覚はそうなると思う。緊急性がないと伝わっていかないので、なかなかその診断結果を想定し考えると非常に厳しいと言わざるを得ない。その辺はどのように考えているのか。

三谷課長 この耐震診断の結果を申し上げたが、新基準に合わせて診断したものである。新基準というのは、震度6から7程度を予想しており、このような地震は極めてまれで、数百年に一度起きるかどうかなという規模の地震である。今の建物は旧基準に基づいているもので、急を要しないものであり、可能性が薄いと判断している。市民の方に対しては表だけ見ると今にも危険と思うが、今説明したことを、このパンフ等でも修正していきたいと思っている。

岡部部長 今の話について、確かに診断結果については部分的にNGが出ている。こういう建物に対して全体的にだめだということではない。公共の建物であるため、安全率を高くし、耐震診断の計算をしているので相当数レベルが上がる。普通の一般の家庭としては1でよいが、この計算の基準値は、実際には25パーセント増しで計算をしているので、どうしても耐震率が下がっている。そういうものを1として計算し直すと相当数レベルが上がり、今の耐震基準に相当近づいていき、震度7弱のものが今起きたからといってすべての建物が崩壊するということではないので、その辺はこのパンフレットを出すときに、もう少し審議をして市民が困惑しないようにと考えている。

水 口 やはり、今の説明を聞くと大丈夫かと思うが、公表の仕方によってはそのままとらえられてしまう可能性がある。例えば、この資料の中でいえば、3. 住宅・建築物の耐震化の目標の下段に「公共建築物については、学校・庁舎等の耐震性能に関わるリストを公表し、計画的な耐震化を進めていくものとします。」と書いてあるので公表の仕方を含めて工夫をしていただければと思う。

委員長
副委員長 他に質疑はあるか。
今回このXYの形と想定地震の確率を総合して話された。市立病院は別格と言われると思うが、考え方として全く同じである。つまり数百年に一度起きるか分からないこと。また、安全率を25パーセントとした中で、全体がNGではない。中でも市立病院については、耐震診断では同じ考えのようだ。特に市立病院だからといって国から示されていることではないと思うが、この法律からいうと例外はないと考えてよいのか。

三谷課長 市立病院についても、考え方は同じである。ただ、市立病院は災害の拠点施設となる建物であるため、先ほどの安全率が一般の公共建築物については1.25倍であるが、市立病院の場合は1.5倍以上必要となっている。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (1)、(2)について報告済みとする。
(3)について説明を願う。

(3) 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の専決処分について
(別紙資料に基づき説明する。)

武藤副主幹 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (3)について報告済みとする。

委員長 休憩 11:05
再開 11:08

委員長 再開する。(4)について説明を願う。

(4) 滝川市中心市街地活性化基本計画の認定について
(別紙資料に基づき説明する。)

千田室長

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(4)について報告済みとする。
(5)について説明を願う。

(5) 滝の川地域の商店出店の可能性について

若山課長

前回の経済建設常任委員会に報告した以降の動きの主なものを報告させていただく。3月10日に株式会社JAサービス滝川へ出店要請ということで署名等の提出がなされたが、あいにく3月19日をもってJAサービス滝川から出店することはかなわないと断りの返事をいただいているところである。また、それを前日市長出席のもと、北滝の川地域の住民の方と懇談会を開催した。細かな打ち合わせは、たびたび行っているが、現状の動きとしてはもう一、二回商店誘致ということで、まずは第1に考えて当たっていきいたいというのが、地域の会長、局長を初め地域の方の考えである。そのほかの動きとしては、例えば、ある店舗の方が、送り迎えをするという形ではどうかという話もある。また、もともと東側の団地の中に店があって、今、飲み物とたばこの自動販売機を置いている。その責任者の方が言うには、たばこの自動販売機が成人識別カードになり、たばこの自動販売機だけではなく、店舗を開店しなくては自動販売機も置けないことになっているということで、その方がここ四、五日のうちにたばこだけを売る形で、毎日午後二、三時間開けるという話をすると言っている。その中で、地域住民が困っていることから、品揃えをどういうふうにしていくか検討もしてみたいという形でも私のほうで、話し合いの場を持っている。そういう中で第1次的には、店舗誘致したいというのが東側の問題とみずほ団地、見晴団地、国道西側の環境もあるので、やはりその辺も利用できるような商店ということで、地元の方も考えており、近々また市と当たってみるということで昨日も打ち合わせを終えている。今後地域がどれくらい協力できるかということもあるので、先ほど話したように市内の店舗の方で、送迎するという話しも近々打ち合わせの場を持つということで話し合いを進めている。以上が今の段階の状況である。

委員長
副委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

店舗が閉鎖されて、既に3カ月以上が経過し、期待していたJAからは断りの返事であった。整理すると、例えば5月に1から2の会社に要請するという動きをした場合でも、雪が降る前にはなかなか大変な状況に既になっていると思う。地域住民が動いて市がどう支援するかということであるが、JAが断った理由は、補助金が出るということであったが、採算が合うのであれば補助金は要らない。補助金のあるないは関係なく採算性で考えると言っていたり、資金繰りとかあったと思うが、いずれにしても採算が合わないと言えないということであれば、それぞれの民間の会社も難しいと思う。農協が考えてだめで、ある商店が品揃えを検討すると言われているそうだが、その商店がいくら考えても東の一部地域をクリアするということはできると思うが、ただ市としても道の駅の農産物直売所が成功している事例や、中小零細業者に対する補助金の制度もあるし、住民への支援の仕方をスピーディーに提案型で、なおかつ積極的にかかるというようにしていかないと本当に5,000人の住む地域が冬を迎えてしまうことになる。具体的な答弁が出るかどうかかわからないが、どういうふうにかかわっていくか伺う。

若山課長

今、清水副委員長が言われたように、道の駅等のかかわり方はいろいろあると思うが、今言われた商店に品揃えといってもなかなかロットが大きいと問

屋自体も扱ってくれないのが実情で、その辺の結びつきを今言われた道の駅のかかわり方をどう持っていくか、地元の方にもつながりがどうかということも話をさせてもらった。まずは地元として店舗を第一に考えたいということであるので、その辺も向こうの会の方々も自分たちの橋渡しを市がしてくれるとついていくと言われているが、市が一緒に行って行動した方がよりよいと言うので、今は、総会等で忙しそうなので終わってからその部分の打ち合わせをしたいと考えている。店舗があれば積極的に行いたいのだが、もともとあったところをどういうものがあったら地域が必要としているのか、日用雑貨まで要するのか、需要がどうなのか、その辺も町内会に調べてほしいということもお願いしている。そういう形でかかわっていきたいと思っている。

副委員長

部長と課長が代わられて、違った展開、新たな発想での活躍を大変期待している。冬を迎える前に何らかの成果を出すということ、セイコーマートも結論を出していないようだが、経済建設常任委員会として情報がわかり次第、滝の川地域、扇町地域についてはバックアップしなくてははいけないと考えているのでよろしくお願ひしたい。

若山課長

セイコーマートについては、昨日聞いたところでは、取りやめになったと聞いているが、現地を確認に来られた際、正式ではないがやめたと聞いた。

副委員長

調べて報告願ひたい。

若山課長

了解した。

委員長

他に質疑はあるか。

田 村

りょーゆーがやめ、ジョイとカウボーイがやめたということは、商売が成り立たなくなりやめたということであるので、今になって住民が、店がないと困るなどと言うが、ないと困るのは当たり前であって、出店ばかりを求めるのではなく、5,000 人いる住民が、果たしてみんなそこで買ってくれるのか。店を応援してくれる体制が先だと思う。買いにも行かないから店はやめただけのことで、なくなって不便だからといって市の職員が一生懸命にやっても赤字になったら補填するのか。そんなことにはならないと思う。そうした場合に、住民意識をもっと高めて、住民がみんなで小さい店でもできたら一生懸命応援するという体制が先だと思う。出店ばかりでなく住民意見を持って集約するべきと思う。年間どれくらい買ってもらえるのか、商売というものはそういうものがないとやれない。結論として参考までに言う。

若山課長

住民の方も、理解をして出店したときはここで買うという協力体制を考えている。ライフサポートがあるので、出店したら自分たちはどういうことができるのかを考えているので、もう少しその辺を詰めていきたいと考えている。

田 村

地域が出店するのはよい方法だと思う。道の駅方式ですと地域でもできる。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(5)について報告済みとする。

(6)について説明を願う。

(6) 滝川高等技術専門学院の統廃合について

若山課長

(別紙資料に基づき報告する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(6)について報告済みとする。

(7)について説明を願う。

(7) 滝川市農業農村振興ビジョン(案)について

新井課長

(別紙資料に基づき説明する。)

木村主査

(別紙資料に基づき詳細の説明をする。)

委員長
副委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

① 平成13年に策定した第2次農業農村ビジョンを受けて実施される内容であるが、ホームページには以前のものは概要版しか載っていない。現在載っているのは、総括版か概要版のどちらか。

② 第2次の総括とは、どういう場所で、どんなメンバーで、どんな形で報告されてこれに至ったのか。

③ 項目的には、可能性を秘めている点では、たくさん書かれているが、現実には簡単にはいかない。認定農家が減るという目標は、維持するというところかこんなに減るのかと思った。認定農家であるので、一定面積を持った方々で集約されると思うので、この目標をつくった根拠をお聞きかせ願いたい。

多田部長

① ビジョンとしては、総合版として考えてもらいたい。これからさらに、もう少しわかりやすいダイジェスト版を作成したいと考えている。前のビジョンと比べ、かなり総体的に薄くなっている。できることは関係機関の中で具体的にやっつけようと考えている。ダイジェスト版を配りながら、その中で農家は何ができるか、だれが何をするかを確認しながら、また、業者が何をするかをもっと具体的に詰めていく。振興会議の中で、具体的に論議をしながら、できることをこの5年間で実現していきたい。先ほど委員の質問の中にもあったように、どれも可能性を秘めた項目ということで協議をしてきた経過である。

② 第2の総括、全打ち合わせ回数11回で、農家や生産組合の方々にいろいろ伺ってきている。その中で、第3次に向けて意見を伺った。

③ 認定農業者数について、基本的には現状維持が目標ということで、内部でも議論をしたところである。しかし、先ほどの年齢構成で8ページの資料では65歳以上の方が、38.7パーセントいる。かなり高齢化が進んできているということからすると、80歳を過ぎても農業をやっていただきたいということをビジョンの中に書き込むのはいかがなものか。やはり、ある程度の年齢をとった方については、次の方に渡す。そういった仕組みが必要ではないか。この数字については、かなりハードルとしては高いと考えている。基本的な考え方として今いる認定農業者については、継続してやっていただきたいという目標を立てているが、年齢的なことから下げざるを得ないという目標を設定しているところである。

副委員長

総合版ということであれば、注文をつけたいところである。例えば10ページの農業産出額については、野菜でひとくくりであるが、アスパラなどと分けてもらいたい。これから消費者と協調して共同で行っていくには、こういったものを滝川でつくっているのだということが、多品種少量をうたっているわけで、ビートなどは種類で分ける。いつも感じているが、ホームページに載っているデータは古くてわかりづらい。畜産もホクレンが相当入っている。畜産も飼育とホクレンと放牧の乳牛、もう少し滝川の農業がリアルにわかるように、役所的かと感じるので注文をつけたい。これは意見とする。

新井課長
多田課長

清水副委員長の意見について反映する形で修正していきたい。

なるべくわかりやすい形にしていくということは、指摘のとおりであるが、今、国の統計情報センターでは、農政事務所と統合になり、滝川市の個別の市町村別のデータが出なくなっているということがあり、道の調査も毎年行われていたが、それも中止になってきていることからすると、滝川市のデータはどこから取るかということ、10年ごとの世界農林業センサスと、10年ごとの日本農林業

センサスが5年ごとに出してくる。データとしてはそのセンサスでしか取れない。あとは農協に伺う。農協は広域的なので、赤平、芦別を含めてということなのでデータとしては取りづらくなっているということであるが、消費者に訴えかける面では、今言われたようにわかりやすさが必要と思うので、正確とはいかないまでも、ある程度の数字の中で、訴えられるものをつくっていきたいと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① 今までの農業・農村振興ビジョンの資料の厚さから見ると、何分の1になっていると思っているが、一方では、全体として今までよりわかりやすく、身近に感じるというように受けとめた。それで1点目は、始まった農業基盤整備について触れられていないので、この5年間でどういうふうにしていくのか。それはここで触れておく必要があるのではないかと思っている。この点について伺う。

② この5年間の中で、品目横断的経営安定対策がどのようにになっていくか、農地・水・環境保全がどのようにになっていくか、節目を迎えるはずで、その関係が所得も含めて資料を見ているだけではわかりづらい。ここをどう乗り越えていくかその辺がわからないのでこの中で再度どのように考えているか伺いたい。

新井課長

① 基盤整備の関係だが、先ほど申し上げたように、これからアクションプランをつくっていくということであるが、2ページ目の一番下の生産基盤のぜい弱化の中で土地改良についての問題点を見ているのと、6ページ目であるが、土地改良事業の実施、農地・水・環境向上対策、農地の集積と連坦化対策関係について進めていくということ考えている。ただ、これについては、実際のアクションプランの中でもっと詰めていかなくてはならないと考えている。

② 農地・水・環境保全向上対策の関係については、これからどうなるのかということであるが、平成23年度までの5年間と、その後については、明確になっていない。国のほうで考えているのでは、農地・水・環境で向上対策を導入することによって、地域の農業者と非農家の方が一緒になって地域を守っていくという体制を今後にもつなげて、お金が出なくなっても農家の方、非農家の方についても地域を守っていくということをこのプランの中で考えていきたいと思う。品目横断的経営安定対策については、主査から説明する。

木村主査

品目横断的経営安定対策についてであるが、基本的にはこの対策は、担い手三法の1つであるが、こういったものを法律化するという事で、現状においては、国は恒久的な制度にしていると言っている。中身の見直しについては、どういうふうになっているのか我々も情報収集していきたいと思う。19年度末においても、一部補正対応で緑ゲタの追加払いが行われたということもあるので、より従来の品目別の対策のときの所得水準に近づくような形にはなるのではないかと、営農類型の中でも、ある程度緑ゲタの追加払いまで入れた形で試算はしている。ただ、その恒久的対策と言われているので、とりあえず組まざるを得ないということである。

窪之内委員外議員

① アクションプランの中でと言われたので、アクションプランというのはこのビジョンができて、それに添った形で全体のアクションプランが今年度のどこかの時点でペーパーとして出てくるという予定があるのかどうか伺う。

② アクションプランとの関係がある農業振興会議だが、ここは市が事務局を

- 多田部長 持って取り扱いするのか、農協と一体となって取り扱うのか、設置をしてその運営をどのように考えているのか、その辺を含めてお伺いしたい。
- ① アクションプランについて、ペーパーで出るかということであるが、この農業振興会議で活動計画を定めるということから、ペーパーにまとめる予定でいる。
- ② 農業振興会議の事務局であるが、今のところ、市と農協とで営農振興室を立ち上げている。やはり、そこが中心となって動く必要があると考えているので、関係の方々から意見、要望を伺いながら何ができるかを詰めていきたいと考えている。
- 窪之内委員外議員 統合の関係で、指導という点が薄くなってきている状況があるというふうにもここでも分析されているとおり、何とかこのビジョンに添って振興会議を画期的な中身となるようぜひ頑張ってもらいたい。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし)
- 私から1点申し上げたい。ビジョンについて、若干薄くなったがわかりやすくなったと思う。非常に取りかかりやすい、実行しやすい。逆に言うと身近なところが一番大事である。あわせてこれをいかに現場に浸透していけるかということが、今回の「愛・農たきかわ」に問われることではないかと思う。新体制が整ったのでよろしく頼む。以上で(7)について報告済みとする。
2. その他について
- 委員長 全体を通して、その他について何かあるか。(なし)
3. 次回委員会の日程について
- 委員長 次回委員会の日程については、正副委員長に一任願えるか。(よし)
- 以上をもって、第11回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 12:16